

IELTS 受験規約

第 1 条 総則

IELTS（以下「当テスト」という）は、International English Language Testing System の略語で、ブリティッシュ・カウンシル、IDP:IELTS オーストラリア、ケンブリッジ大学英語検定機構（以下、「当テストテストパートナー」という）が共同運営で保有し、公益財団法人日本英語検定協会（以下、「協会」という）が、日本国内における実施運営及び広報活動をしている、海外留学や研修の際の英語力を証明するための試験です。以下に規定する受験規約（以下「本規約」という）では、Declaration 及び Notice to Candidates 等に基づいて当テストの申込者および受験者の権利と義務が規定されています。当テストの申込者および受験者は、本規約の内容を理解し、同意して申し込みをしているので、本規約を遵守する義務があります。なお、IELTS on computer の受験については「IELTS on computer 受験規約」を、IELTS UKVI の受験については「IELTS UKVI 受験規約」を、IELTS Life Skills の受験については「IELTS Life Skills 受験規約」をご確認ください。

申込時

第 2 条 受験資格・条件

1. 年齢・職業・学歴などは問いませんが、受験年度で満 16 歳以上であることが望ましいです。
2. 未成年者が受験する場合、申込完了時点で申し込みについて保護者の同意を得たものとして取扱います。
3. 同一試験回に当テストを重複して申し込みおよび受験することはできません。受験した場合は、すべて失格になり、試験結果の開示はありません。
4. 日本国内に居住していない受験者は、IELTS ペーパー版を受験することはできません。また、日本国内に居住している日本国籍以外の受験者は、日本に居住している事を証明する書類の事前提出が求められます。所定の期日までに証明書類の提出が行われない場合、申込はキャンセルとなり、受験はできません。
5. 協会は、申込者が次に掲げる事由に該当する場合には、申込者による当テストの受験を断ることがあります。
(1) 申込者が、当テストを利用して第三者の権利を侵害し、または違法行為をなすおそれがあると協会が判断したとき。
(2) 申し込みが英語力の証明という試験目的から逸脱していると協会が判断したとき。

第 3 条 申し込み等について

1. 試験概要の確認

Declaration、Notice to Candidates、受験確認書、日本版受験者向け情報、当テストウェブページ等を閲覧し、受験料、試験時間等の試験の概要および受験上の案内や注意事項等を確認・同意の上、申し込みを行ってください。

2. テスト形式

IELTS には、アカデミック・モジュールとジェネラル・トレーニング・モジュールの 2 種類があります。いずれも、リスニング、リーディング、ライティング、スピーキングの 4 つのテストで構成されており、リーディングとライティングに関しては、アカデミック・モジュールとジェネラル・トレーニング・モジュールでは試験問題が異なります。どちらのモジュールを受験する必要があるかは受験お申し込み前に出願先へご確認ください。

3. 受験登録

- (1)申し込みは定員制となっています。申込締切は筆記テスト(リスニングテスト、リーディングテスト、ライティングテストのことをいう)5 日前の月曜日（木曜実施の場合は筆記テスト 6 日前の金曜日）正午です。ただし、定員に達してしまった場合、または申込締切日が祝祭日にあたる場合はそれよりも早く締め切る場合があります。
- (2)団体申込の場合も、申込締切は筆記テスト 5 日前の正午です。ただし、定員に達してしまった場合、または申込締切日が祝祭日にあたる場合は

それよりも早く締め切る場合があります。

- (3)受験登録は受験登録完了のページが表示された時点で完了したものと し、その時点で当テストの申し込み及びこれに対する協会の承諾がなされたものとします。

(4)パスポートについて

ア.受験登録には、受験日当日有効なパスポートが必要です。

イ.受験登録後、本人確認書類として受験登録時に使用したパスポートの顔写真付きページ見開きのカラーコピーを A4 サイズ横の用紙に原寸大でとったうえで、用紙の右側余白に受験年月日、受験番号、パスポートに記載されている氏名と同じ英字氏名を記入したもの（<https://www.eiken.or.jp/ielts/apply/>の該当箇所のサンプル参照）を受験日当日に持参してください。持参しなかった場合や不備があった場合には、理由の有無を問わず受験ができず、一切の返金もできません。

ウ.試験当日には当日有効なパスポート原本とそのパスポートのカラーコピーに受験年月日、受験番号、パスポートと同じ英字氏名を記載したものを持参した場合のみ受験が可能です。但し、試験日前にパスポートを更新した場合、必ず筆記テストの 5 日前の正午までに、マイページの「個人情報変更」のメニューより、更新後のパスポート番号、有効期限、国籍を入力し、情報の更新を行い、対象の試験日を選択し新しい情報を反映させてください。なお、当該試験日の申込締切後に情報を更新した場合は、その旨を管轄のテストセンターにメールにてご連絡いただく必要があります。

上記の手続きに不備があった場合には受験ができず、一切の返金もできません。

(5)受験登録の際の注意事項

ア.受験登録の過程で、モジュール・試験日・受験都市等の情報について誤った情報が入力された場合であっても、協会は、入力された情報の修正等は行いません。

イ.申込締切までに受験登録を完了させなかった場合、協会は受験登録を完了させることは行いません。

ウ.申込をした試験を誤ってキャンセルした場合、協会はキャンセルの取り消しをすることを行いません。

(6)以下に該当する場合、当テストの受験はできません。

- ・受験登録のすべての手順を完了させなかった場合
- ・コンビニ・ゆうちょ ATM 払いを選択し、支払期間内に受験料を支払わず自動キャンセルになった場合
- ・受験料支払い手続き完了前に、申込者が申込内容に虚偽の内容を記載したことが発覚したとき
- ・申込者が受験料の支払を現に怠ったとき
- ・受験料支払い手続き完了前に、申込者が受験料の支払を怠るおそれがあると協会が判断したとき
- ・その他受験料支払前に受験登録を含む受験に必要な手続きに不備があった場合

(7)以下に該当する場合、当テストの受験及び一切の返金はできません。

- ・試験当日に受験登録時に使用した当日有効なパスポート原本（試験日前にパスポートを更新した場合は、更新したパスポート原本）を持参できなかった場合
- ・試験当日に受験登録時に使用した当日有効なパスポート原本（試験日前にパスポートを更新した場合は、更新したパスポート原本）のカラーコピーを持参できなかった場合
- ・更新したパスポートの手続を正しく行わなかった場合
- ・受験料支払い手続き完了後に、申込者が申込内容に虚偽の内容を記載したことが発覚したとき
- ・その他受験料支払い手続き完了後に受験登録を含む受験に必要な手続きに不備がある状態で申込締切を過ぎた場合

(8)以下に該当する場合、当テストの受験はできますが、一切の返金はできません。

- ・ブリティッシュ・カウンシル主催の「IELTS on computer」、協会が主催する「IELTS for UKVI」、「IELTS for Life Skills」及び「IELTS on computer」の申込登録をすべきところ、誤って「IELTS」の申

- 申し込みをし、申込締切を過ぎた場合
- ・その他受験登録を含む受験に必要な手続きに不備がない場合で、申込締切後に、申込者及び受験者の都合等によって受験料の返金を希望する場合

4. 申し込みのキャンセル等

- (1)キャンセルは、受験登録完了時点から申込締切までの期間に行うことができ、当該期間まで受け付けています。「マイページ」の【登録内容確認・変更・キャンセル】ページから、自身で手続きを行ってください。ただし、支払い手続きが完了している場合※₁で、キャンセル申請が受理されたときは、キャンセル手数料(6,300 円)※₂が発生し、後日、キャンセル手数料を差し引いた残金を銀行振込、または受験料の支払いに使用されたクレジットカードへ払い戻します。

※₁①クレジットカード払いの場合は支払決済完了時点。

②コンビニエンスストア・ゆうちょ ATM 支払いの場合は入金完了時点。

※₂手数料の内訳は、キャンセル手続きその他の費用です。

- (2)申込締切を過ぎた場合、試験のキャンセルはできず、また、試験会場設営準備費用等がかかるため、一切の返金はありません。

- (3) 誤って試験登録キャンセルボタンを押された場合、データ復帰はできかねるため、キャンセルとみなされます。

- (4)キャンセルが受理された場合には、協会からキャンセル受理の案内メールが当テスト ID 取得時に登録したメールアドレスに送信されます。キャンセル手続をしたにもかかわらず、案内メールが届かない場合には申込締切前までに必ず管轄のテストセンター宛に連絡してください。なお、連絡が、申込締切当日であり、かつ祝祭日等協会の休業日・営業時間外等である場合にはキャンセルできません。連絡がなく、申込締切を過ぎた場合にはキャンセルを認めません。

5. 試験の変更

変更は、その時点で申込期間中であり、かつ変更希望先に空席がある場合にかぎり、モジュール・試験日・受験都市のうち一部またはすべてを1回のみ、申込締切まで無料で可能です。2 回目以降は有料となりますので、管轄のテストセンターにご連絡ください。

6. 当日欠席の場合の対応

- (1)以下に当てはまる場合は、当日欠席されても、証明書と申請書の提出によって、振替受験または所定の手数料（6,300 円）を差し引いた金額の払い戻しが認められる場合がありますので、試験日の翌営業日 17 時までにメールまたは電話にて管轄のテストセンターに連絡してください。なお、振替受験については筆記テスト、スピーキングテストそれぞれにおいて 11 条 1 項ないし 2 項の規定を準用します。

ア.公共交通機関【船、飛行機、電車、バス等の公共交通機関(タクシーを除く)】の遅延(交通網の麻痺も含む)である不可抗力による遅刻によって、筆記テストの場合は荷物施錠時間までに手荷物を預けることが不可能な場合、スピーキングテストの場合は試験開始時間までに受付を済ませることが不可能な場合(公共交通機関発行の証明書の提出が必要です。ただし、当該証明書の内容によっては返金できないケースがあります)※

※払い戻しに必要な証明書は原本とします。また、証明書の提出は、試験から 3 営業日後の 17 時必着で管轄のテストセンター宛に郵送してください。

- (2)以下に当てはまる場合は、当日欠席されても、証明書と申請書の提出によって、所定の手数料（6,300 円）を差し引いた金額の払い戻しが認められる場合がありますので、試験日の翌営業日 17 時までにメールまたは電話にて管轄のテストセンターに連絡してください。

ア.試験当日に重篤な疾患（インフルエンザを含む）により受験が不可能な場合（軽症、風邪等の場合は適用されません。診断書の内容によっても返金できないケースがありますので、管轄のテストセンターへ確認してください）※

※払い戻しに必要な証明書は原本とします。また、証明書の提出は、試験から 5 営業日後の 17 時必着で管轄のテストセンター宛に郵送してください。

イ.三親等以内の親族の死去に伴い、通夜・葬儀・告別式・初七日に出席す

る場合（試験当日に通夜・葬儀・告別式・初七日が行われたことを証明する死亡診断書や会葬礼状等の書類の提出が必要です）※

※払い戻しに必要な証明書は原本または原本のコピーとします。また、証明書の提出は、試験から 5 営業日後の 17 時必着で管轄のテストセンター宛に郵送してください。

7. 団体申込について

団体申込の場合は、各団体専用のログイン ID・PW を発行しますが、その後の申込手続きは各受験者が行います。また、成績表は受験者に郵送され、当該団体及び当該団体の委託を受けた機関はスコアの一覧を閲覧、ダウンロードできます。

8. 特別措置について

全ての受験者の英語能力を公平かつ正確に評価するため、当テストでは学習障がい、聴覚障がい、視覚障がいがある受験者の方々への特別措置が用意されています。点字受験など特別な試験問題を必要とする場合は、準備に時間が必要ですので、希望受験日の 4 ヶ月前までに管轄のテストセンターに連絡してください。なお、障がいによっては特別措置として扱えないケースや、日程について希望に添えないこともあります。詳細については、管轄のテストセンターにお問い合わせください。

第 4 条 試験日時・試験会場について

「マイページ」の受験確認書でお知らせします。筆記テストとスピーキングテストの会場が異なる場合があります。受験者情報の登録・確認があるため筆記テストの場合は、荷物預かり時間を、スピーキングテストの場合はチェックイン開始時間を厳守してください。遅刻者の受験は原則として認めていません。

第 5 条 受験票について

1. 受験票は送付していません。受験の詳細は、筆記テスト 4 日前の 19 時（団体申込の場合は、筆記テスト 4 日前の 19 時）にアップロードされる受験確認書で確認することができます。「マイページ」にログイン後、【登録内容確認・変更・キャンセル】からダウンロードしてください。
2. 受験確認書は原則として PC 上でダウンロード及び閲覧してください。使用環境によってはダウンロード及び閲覧ができない場合もありますので、自身の責任において、試験前日や試験当日に確認するのではなく、余裕をもって確認してください。協会では、ダウンロード・閲覧不可に伴う欠席・遅刻その他受験者の不利益については責任を負いかねます。また、振替受験・受験料の払い戻し等にも応じません。なお、受験確認書については試験当日に提示する必要はありません。

受験時

第 6 条 受験者情報の登録・確認

1. 当テストはセキュリティ管理の高い試験であるため、受験をする際には受験者情報の登録・確認をする必要があります。そのため、試験当日は、受付時間内に署名のサンプルの取得、右手人差し指の指紋登録及び顔写真の撮影・登録を行います。遅刻やパスポート不備等により、受付時間内に受験者情報の登録・確認を完了できなかった場合には、どの技能も受験することができません。この場合、受験料の返金および振替受験はできません。写真撮影の際は、眼鏡や顔や頭部を覆う帽子、大きめの髪飾りははずしてください。また、眼鏡を除くこれらのアイテムは試験室への持込みが認められないため、あらかじめ荷物室へ預けてください。当日撮影した写真は成績証明書に使用されます。
2. 登録された指紋情報と顔写真は、試験のセキュリティ管理の目的のもと、試験中のトイレ退出等のタイムログの記録や本人確認の手続きのために使用されます。また、スピーキングテストの際のチェックインおよびチェックアウトについても、全て登録された指紋情報と顔写真の確認をもって管理します。

第 7 条 受験時の注意事項および禁止事項

1. 注意事項の遵守

(1)試験当日は Declaration および Notice to Candidate の内容の他、受験確認書、問題冊子表紙、試験監督者の試験当日のアナウンス及び会場に掲示された注意事項・禁止事項を確認し、遵守してください。

(2)試験環境・試験実施プロセス等が原因で、体調等の悪化をきたし、試験結果に影響したと思われる場合、その他試験運営に関するクレームがある場合には、試験当日中に試験監督・試験室の責任者に申し出てください。なお、当テストグローバル規定により試験当日以外の申し出には一切対応しません。

2. 第三者による受験の禁止等

試験当日に当テストを受験することができる権利は申込者本人のみであり、第三者による代理受験および受験権利の譲渡は禁止されており、不正行為とみなします。また、試験当日に本人確認ができないとき、または申し込みの事実が確認できないときは、当テストの受験ができません。

3. 所持品の管理

試験会場内に持ち込む携行品は専用荷物室に置いていただき、施錠をして管理を行います。協会は盗難、紛失その他について一切責任を負いかねますので、必要最小限の持ち物で来場してください。

第 8 条 受験時の持参物

1. 必須持参物

- ・パスポート：テスト当日に有効期限内・原本に限ります。申し込みの際に登録されたパスポート番号と試験当日に提示するパスポートの番号が一致している必要があります。
- ・協会指定の形式で用意した、パスポートのカラーコピーに受験年月日、受験番号、英字氏名を記入したもの

2. 持ち込み・使用が許可されるもの

(1) 筆記テスト

- ・パスポートの原本（カバーやシールをはずした状態）
- ・協会指定の形式で用意した、パスポートのカラーコピーに受験年月日、受験番号、英字氏名を記入したもの
- ・水（ラベルをはがした状態。無地・無色・透明なプラスチックボトルに入ったもの 1 本。炭酸水は不可）
- ・テストセンターから配布されるボールペン

(2) スピーキングテスト

- ・筆記テストで本人確認に使用したパスポートの原本（カバーやシールをはずした状態）

3. 持ち込み・使用が禁止となるもの

(1)前項に掲げるもの以外は「手荷物」と定め、協会が指定する場所に置き、筆記テスト室およびスピーキングテスト室への持ち込み・使用を禁止とします。健康上の理由等やむを得ない理由により持ち込み・使用を希望するもの（目薬・松葉杖、常備薬等）については、必ず、事前に受験日の 2 週間前までに管轄のテストセンター宛に申請を行う必要があります。

(2)協会は受験者の手荷物について一切の責任を負いかねますので、貴重品を試験会場に持ち込まないでください。

第 9 条 問題漏えいの禁止

当テストの試験内容は非公開です。試験問題の一部または全部の複製および外部への開示・漏えい（インターネット等への掲載・投稿を含む）は、一切禁止、不正行為とみなします。

第 10 条 撮影等その他試験情報の漏えいの禁止

試験会場内での録音・撮影行為、また試験に関して知り得た情報全般を他者に開示し公開することを一切禁じます。

第 11 条 遅刻時の対応

1. 筆記テスト

(1)午前 8 時 40 分の荷物室施錠時間までに手荷物を預けることができなかった場合を「遅刻」と定義し、遅刻者の受け入れは一切行いません。また、午前 8 時 40 分までに会場に到着した場合であっても、荷物施錠時間までに荷物を預けることができなかった場合には、遅刻とみなします。遅刻の

場合は、その場で受験資格が失効します。振替受験、返金等には一切応じかねますので、当日は必ず時間に余裕をもって会場の受付まで来場してください。

(2)公共交通機関【船、飛行機、電車、バス等の公共交通機関（タクシーを除く）】の遅延（交通網の麻痺も含む）である不可抗力による遅刻が発生した場合には、例外的に受験を認めることがあります。この場合、試験当日に遅延証明書の原本を持参した上で試験会場に来場してください。その際、当日の担当者に遅延証明書の原本を提出し、「遅延証明書・誓約書」に記入していただきます。記入していただけない場合は、受験を認めず、その場で受験資格は失効します。また、記入内容について後日管轄のテストセンターより本人宛に電話またはメールにて確認および追加での情報の提出をお願いする場合があります。「遅延証明書・誓約書」の内容および提出された書類・情報を精査したうえで、テストセンターが例外的な受験の対象に該当しないと判断した場合には、当日受験した場合であっても、試験結果の開示はありません。

(3)遅延証明書原本、および「遅延申告書・誓約書」の記入をもって、例外的に受験できる場合がありますが、当日中の受験について不可能または希望しない場合は、翌営業日 17 時までに管轄のテストセンター宛に当日使用した経路、乗車時刻および遅延証明書原本の提出により別日への振替受験を希望する旨の意向をメールにて連絡してください。会場への直接の連絡は禁止します。なお、振替を希望する日時によっては振替が不可能な場合があります。

(4)振替が不可能な場合であっても、第 3 条 6 項(1)に定める手続を行うことにより、所定の手数料（6,300 円）を差し引いた金額を払い戻せる場合があります。手荷物預け入れの完了が午前 8 時 50 分を経過する場合は、いかなる理由があったとしても当日の受験の受け入れはしません。

2. スピーキングテスト

(1)試験開始時間までに受付を済ますことができなかった場合を「遅刻」と定義し、遅刻者の受け入れは一切行いません。遅刻の場合は、その場で受験資格が失効します。また、振替受験、返金等には一切応じかねますので、当日は時間に余裕をもって会場受付まで来場してください。

(2)スピーキングテスト実施日に公共交通機関【船、飛行機、電車、バス等（タクシーを除く）】の遅延（交通網の麻痺も含む）である不可抗力による遅刻が発生した場合は、試験当日に遅延証明書の原本を持参した上で試験会場に来場してください。その際、当日の担当者に遅延証明書の原本を提出し、「遅延証明書・誓約書」に記入していただきます。記入していただけない場合は、受験を認めず、その場で受験資格は失効します。また、記入内容について後日管轄のテストセンターより本人宛に電話またはメールにて確認および追加での情報の提出をお願いする場合があります。「遅延証明書・誓約書」の内容および提出された書類・情報を精査したうえで、テストセンターが例外的な受験の対象に該当しないと判断した場合には、当日受験した場合であっても、試験結果の開示はありません。(3)遅延証明書原本、および「遅延申告書・誓約書」の記入をもって、例外的に受験できる場合がありますが、会場への到着時刻によっては、当日中の振替が認められない場合もあります。その場合は、翌営業日 17 時までに管轄のテストセンター宛に当日使用した経路、乗車時刻および遅延証明書原本の提出により別日への振替受験を希望する旨の意向をメールにて連絡してください。会場への直接の連絡は禁止します。なお、振替を希望する日時によっては振替が不可能な場合があります。

(4)振替が不可能な場合であっても、第 3 条 6 項(1)に定める手続を行うことにより、所定の手数料（6,300 円）を差し引いた金額を払い戻せる場合があります。

第 12 条 リスニング環境の確認

リスニング放送の音量・音質についてはリスニング試験開始前に音量確認用英文を放送し確認を行います。調整の申し出は確認時に行ってください。確認時以降の申し出については一切応じられません。

第 13 条 問題用紙の不備について

誤った内容の問題用紙が配布された場合や、問題用紙が不完全又は汚損し

ていた場合には、直ちに試験監督・試験室の責任者へ申し出てください。

第 14 条 試験監督者への質問

試験問題の内容についての質問には答えられません。

第 15 条 試験中の途中退室および再入室

1. 試験中の途中退室は原則禁止ですが、お手洗いや体調不良等やむを得ない場合、一時退室・再入室が可能です(ただし、試験全体及び各技能のインストラクション中、リーディングテストおよびライティングテストの終了 10 分前、リスニングテスト中、スピーキングテスト中は一時退室ができず、退出した場合には、いかなる理由があっても再入室して試験を再開することはできず、それ以降の他の技能テストを受けることもできません)。万が一退室を希望する場合は静かに挙手し、試験運営スタッフへ申告してください。なお、一時退室した場合でも、試験時間の延長はしません。
2. リスニング、リーディング、ライティング、スピーキングの 4 技能のうち、1 技能でも欠席または棄権した場合には、後続の他技能の試験についても受験できません。

第 16 条 問題冊子・解答用紙の持ち出しについて

問題冊子・解答用紙・タスクカードはいかなる理由においても試験室から持ち出すことを禁止します。万が一持ち出した場合は問題漏えい行為として厳正に対処し、場合によっては法的措置をとります。

第 17 条 試験中の録音について

スピーキングテストの内容は録音されます。また、万が一、何らかの理由によりスピーキングテストが録音されなかった場合には、再度スピーキングテストが行われます。

第 18 条 迷惑行為・不正行為

受験者は、以下の行為に該当する場合またはその他本規約、Declaration、Notice to Candidates、受験確認書、日本版受験者向け情報等に違反する行為(以下「違反行為等」といいます)が認められる場合は、受験資格を失い、違反行為等が認められた日の当テストの受験はできず、試験結果の開示、受験料の返金も受けられません。また、受験者の将来における受験を禁止することがあります。なお、受験者の将来における受験が禁止されたにもかかわらず当テストの申込みをした場合には当該申込みは無効とし、当該申込みに係る受験料の返金もしません。違反行為等の有無の認定は当該違反行為等が行われた当日または協会内で協議の上後日、違反者に対して口頭または書面にて通知するものとします。

- ・試験を実施する部屋への電子機器、携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、腕時計、置時計、ストップウォッチ、参考書、辞書、ポケットベル、スペルチェッカー、レコーダー等の持ち込みや使用
- ・試験監督者の指示に従わない場合
- ・他の受験者の解答や用意してきた文章を書き写す行為
- ・円滑な試験実施を妨げる行為
- ・他の受験者へ話しかける行為
- ・試験中に問題用紙の内容や自身の解答用紙の内容を声に出して読み上げる等、私語・独り言を発し、他受験者に迷惑を与えたり、カンニングの手助けをする行為
- ・試験問題と解答用紙の持ち出し
- ・問題用紙の破損行為
- ・試験を実施する部屋への、第 8 条 1 項及び 2 項で定めたもの以外の持ち込み（お財布、通信機器、めがねケース、シャープペンシル、帽子、ひざ掛け、コート、食べ物、ハンカチ、事前にテストセンターより許可を得ていない医薬品や目薬、その他試験実施に支障が生じるおそれがある物などの持ち込みは禁止されています）
- ・受験者が心神耗弱、薬品、飲酒等による自己喪失など、受験者本人の安全確保が困難であると試験運営スタッフが判断した場合、他の受験者に不安感を与える可能性があるかと判断した場合

- ・暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求及びこれに類する行為が認められる場合
- ・試験会場で大声、咳、放歌及び喧騒な行為その他で他受験者に嫌悪感を与えたり、迷惑を及ぼしたりした場合
- ・協会及び当テストテストパートナーが受験登録及び受験の際に申込者及び受験者から提出された資料等について改ざん・偽造等の不正があると判断した場合・その他試験実施に際し不適切な行為があった場合

第 19 条 インフルエンザその他感染症について

インフルエンザその他感染症＜学校保健安全法施行規則（昭和三十三年文部省令第十八号）第 18 条に定める各種感染症を指す。以下同様＞に罹患している場合、および医師の診断を受けていなくても罹患が疑われる場合は、受験を控えてください。インフルエンザその他感染症に罹患している、または罹患が疑われる場合、試験会場にて受験を断ることがあります。この場合、振替受験や第 3 条 6 項(2)の手續に準じて受験料を払い戻します。

受験後

第 20 条 試験結果について

1. 当テスト公式の成績証明書（Test Report Form）には、総合評価としてのオーバーオール・バンド・スコアと各技能のバンドスコアがテスト結果として表示されます。この結果は筆記テスト当日より 2 年間有効となっています。当テストの試験結果は、通常、筆記テストの 13 日後に管轄のテストセンターから郵送で公式な成績証明書（Test Report Form）の原本を登録された住所宛に送付します。受験者に送付する成績証明書は 1 通のみです。また、同日 13 時にオンライン上でも確認できますが、このスコアは点数確認用として表示しています。公的な形式ではないので、閲覧用として活用してください。なお、電話や E メールでの結果の通知はしていません。
2. 教育機関等への試験結果提供
成績証明書（Test Report Form）は、試験結果開示日 30 日以内（翌月同日の前日）であれば、5 通まで無料で認定された教育機関や企業（以下、「認定機関等」という）の担当者宛に送付します。6 通またはそれ以上の枚数の成績証明書（Test Report Form）を希望する機関に郵送する場合、あるいは発行日より 31 日以上経過した場合は、成績証明書（Test Report Form）1 通につき 1,200 円の基本送料（書留での郵送をご希望の場合、基本送料に加え日本国内 700 円・日本国外 4,000 円の追加送料）がかかります。
- 3 追加の成績証明書は、成績が公開されてから協会の申込受付用 Web サイトにて受け付けます。成績証明書を送付する認定機関等の確認、入金など申請手続きが完了した後、完了した当日を含む 4 営業日以内に協会より認定機関等に発送します。成績公開より前の発行申請や事前準備等は受け付けません。また、繁忙期や大型連休・年末年始等の時期は、手続き完了順に随時発送手続きを行います。4 営業日以内に発送が完了できない場合があります。
4. 認定機関等が当テスト利用型入試を行い、受験者が当該認定機関等に出願した場合は、認定機関等の要請により受験者の成績結果を提供します。なお、受験者が当テスト受験に使用した個人情報と認定機関等への出願の際に証した個人情報の不一致等により発生した入試への影響・結果等については、協会は一切の責任を負いかねます。
5. 成績証明書は、受験者が提出したパスポート上の名義で発行されます。万が一、成績証明書の個人情報に誤りがあった場合には、試験を受けたテストセンターに変更依頼を提出してください。その際、正しい個人情報を証明できる書類の提出が必要になります。当テストセンターで個人情報の変更が不可能な場合には、ブリティッシュ・カウンシル英国本部 (ielts@britishcouncil.org) に相談してください。なお、試験結果の受領後に名前の変更があった場合でも、成績証明書上の氏名の変更はできません。何らかの不測の事情によって、当テストテストパートナー側が受験者の成績証明書の再発行を認めた場合でも、新しい成績証明書は原本と同様の氏名で印字されます。
6. 受験者の試験結果に関して、当テストテストパートナーが何らかの確

認作業が必要と判断した場合には、試験日の 13 日後に試験結果が発行されない場合があります。また、例外的事情によって、テストのいくつかの技能の再受験をお願いする場合があります。

7. 万が一、受験者や受験者の所属機関が試験結果に何らかの改ざんを加えて試験結果を認定機関に提出した場合、当該受験者の試験結果を取り消します。
8. 受験者は当テストの試験結果が出るまでの過程の成果物を閲覧することができません。
9. リスニング、リーディング、ライティング、スピーキングの 4 技能のうち、1 技能でも欠席または棄権した場合には試験結果の開示及び発送・通知はしません。

第 21 条 問題内容・採点結果異議申し立て

試験結果に疑問がある場合、当テストテストセンターに再採点（Enquiry on Results）を申請することができます。申込受付期間は筆記テスト受験日から 39 日以内となります。どの技能の再採点を希望するかは、自身で指定することが可能です。このサービスは有料ですが、再採点の結果スコアが上がり、かつ再採点の申請者が送金先口座として日本国内の銀行口座を指定した場合に限り、返金されます。ただし、再採点の結果の如何にかかわらず、再採点を申請した試験以降に申込をした試験については、申込締切を過ぎてのキャンセルはできず、受験料の返金はしません。再採点の結果が出るまでには、原則として 3 週間前後かかります。なお、申請中はオリジナルの結果が一旦凍結となり、テストセンターでは認定機関等への成績送付ができません。

一般条項

第 22 条 禁止事項

1. 申込者および受験者は、Declaration、Notice to candidates、受験確認書、当テストウェブサイト、試験会場等で示される禁止事項に従うものとします。
2. 申込者および受験者が前項に該当する禁止事項を行った場合、協会は、当テストの受験を承諾しないことがあります。また、受験者が当テストの受験後に禁止事項を行ったことが判明した場合には、協会は試験結果の開示をしません。

第 23 条 再委託

1. 協会は、申込者に対する当テストの運営に必要な業務の全部または一部を、協会の指定する第三者（以下「再委託先」という）に委託できるものとし、当該委託に伴って、再委託先に対し、当テスト申し込みの際に入力された個人情報、試験当日に提供された個人情報及びその他当テスト受験のために提供された個人情報を提供することがあります。
2. 前項の場合、協会は、再委託先に対して、必要かつ適切な監督を行うものとします。
3. 協会が再委託先に委託をした場合であっても、協会は、従前どおり、協会に課せられている義務を負担するものとします。

第 24 条 機密保持

1. 申込者および受験者は、当テストの申し込みおよび受験にあたって協会より開示された、または知り得た営業上または技術上の機密情報を機密として保持し、当テストの申し込みおよび受験以外に使用せず、第三者に開示・漏えいしてはならないものとします。
2. 前項の規定は、当テストに関するサービスの利用期間が終了した後も有効に存続するものとします。

第 25 条 当テスト利用についての免責

1. 協会は、試験の中止や受験を断る権利を有します。試験実施を中止した場合、支払い済みの受験料は返金します。
2. 協会は、試験日・試験時間・試験の順番を変更する権利を有します。試験実施や成績表発行に関して中断、中止、遅延等の事態が生じた場合、迅速に業務を再開するために最大限の努力をしますが、協会における対

処としては受験料の返金および試験日の変更に限定させていただきます。

3. 協会は、試験運営に支障のないよう万全を期していますが、以下の場合に関してはその責任を負いかねます。
 - ・自然災害を含む、不可抗力により試験運営に関わる業務の遂行できない状況が生じた場合
 - ・協会による書類発送後の郵便事故や不達の場合
 - ・受験者による書類発送後の郵便事故や不達の場合
4. 試験会場における受験者（その保護者等の付添者を含む）間のトラブル等については、協会は一切責任を負いません。
5. 協会は、申込者および受験者が当テストや当テストの設備に蓄積した情報または申込者および受験者が再委託先に蓄積することを承認した情報について、消失、第三者による削除または改ざん等が生じた場合の損害について、協会の故意に基づくものを除き、いかなる責任も負わないものとします。

第 26 条 損害賠償

申込者および受験者は、当テスト受験に際し、協会または第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。

第 27 条 責任の制限

本規約に別途定める場合を除き、いかなる場合においても協会が申込者および受験者に対して負う責任は、当該受験者が実際に支払った受験料総額を上回るものではありません。

第 28 条 本規約の変更

協会は本規約を申込者および団体申込責任者へ予告することなく変更することがあります。また、変更後の本規約については、協会が別途定める場合を除いて当テストウェブサイト上に表示した時点より効力が生じるものとします。

第 29 条 個人情報の取り扱いについて

1. 協会の個人情報保護に関する基本方針については以下を閲覧してください。

個人情報保護基本方針 <http://www.eiken.or.jp/privacypolicy/>
2. 協会は、申込者および受験者の個人情報を取り扱う団体として、個人情報保護法に従いその保護ならびに適切な管理の遂行に積極的に取り組んでいます。当テスト申し込みの際に入力された個人情報、試験当日に提供された個人情報及びその他当テスト受験のために提供された個人情報(以下、「当該個人情報」という)は、以下の「個人情報の利用目的」に示す項目のために利用し、それ以外の目的に使う場合は申込者および受験者の同意を得た上で行います。なお、申込者および受験者が当テストの利用を終了した場合でも、同様の目的で利用することがあります。また、申込者および受験者の個人情報を正確に保つため、協会に登録されている申込者および受験者の個人情報を更新することがあります。

【個人情報の利用目的】

- ①協会が運営する当テストの運営および統計資料作成等での利用
 - ②協会が運営する事業に関する統計資料等の作成、分析等での利用
 - ③当テスト成績表、成績証明書の送付
 - ④当テストに関するマーケティング活動やアンケート調査
 - ⑤協会の事業・サービスに関する情報提供
 - ⑥問い合わせ、相談への対応
 - ⑦当テストに関連する教材等の情報のご案内
 - ⑧英語に関する業務・セミナー等に関する情報提供
3. 団体申込の場合、当該個人情報は、個人申込同様に協会が取得します。団体申込の場合、当該個人情報は、当該団体及び当該団体の委託を受けた機関に提供され、当該個人情報の内容を当該団体及び当該団体の委託を受けた機関が知ることができます。
4. EEA加盟国に住む受験者に対する当テストの実施について協会が当テストの申込者または受験者から取得する個人情報は、当テストの円滑な実施、業務運用、スコアレポート発行等のサービスに関わる用途に使

用します。個人情報の取り扱いは申込者または受験者との間の契約の履行のために処理が必要な場合、または契約の締結前にその求めに応じて手続きをとるために取り扱いが必要な場合に行われるほか、申込者または受験者の同意に基づいて行われることがあります。協会は申込者または受験者の個人情報の処理の全部または一部を、採点業者等の第三者に委託することがあります。申込者または受験者の情報は、契約の履行のために日本に転送され、協会の日本国内のサーバーに保存されます。取得した個人情報は、法律でそれ以上の期間の保存が求められていない限り、申込者または受験者からの削除要請があった場合または協会が定める保存期間の経過後まで保存されます。申込者または受験者は、法律の認める範囲内で自らの個人情報へのアクセス、訂正、消去または自らに関する処理の制限、もしくは処理に対する異議申し立て、および、提供した個人情報について、構造化され、一般的に利用され機械可読性のある形式で受け取ることおよび提供した個人情報を他の管理者に移行することを協会に要求できます。なお、協会の個人情報の取り扱いに不満がある場合には、EEA加盟国の監督機関に苦情申し立てをすることができます。個人情報が同意に基づいて取り扱われている場合、この同意はいつでも撤回する権利があり、この同意の撤回は、撤回前のデータ処理の適法性に影響をあたえるものではありません。申込者または受験者の情報は契約の履行のために必要であり、これらの情報が提供されない場合には受験、可否の判定またはその通知ができません。

5. 当協会は、申込者がクレジットカード決済を選択された場合に、当協会が申込者から収集した以下の個人情報等を、カード発行会社が行う不正利用検知・防止の目的で、申込者が利用されたカード発行会社へ提供させていただきます。

氏名、電話番号、メールアドレス、インターネット利用環境に関する情報 等

申込者が利用されているカード発行会社が外国にある場合、これらの情報は当該発行会社が所属する国に移転される場合があります。当協会では、申込者から収集した情報からは、ご利用のカード発行会社及び当該会社が所在する国を特定することができないため、以下の個人情報保護措置に関する情報を把握して、ご提供することはできません。

(1)提供先が所在する外国の名称

(2)当該国の個人情報保護制度に関する情報

(3)発行会社の個人情報保護の措置

なお、個人情報保護委員会ホームページ（<https://www.ppc.go.jp/>）では、各国における個人情報保護制度に関する情報について掲載されています。

第 30 条 知的財産権

1. 当テストに関する著作権等の一切の知的財産権はブリティッシュ・カウンシル、IDP:IELTS オーストラリア、ケンブリッジ大学英語検定機構に帰属します。また、当テストは日本の著作権法およびその他関連して適用される法律などによって保護されています。
2. 当テストの受験に際して受験者に提供される資料（以下「関連資料」という）の著作権は、協会に帰属し、これらの関連資料は日本の著作権法およびその他関連して適用される法律によって保護されています。

第 31 条 ロシアにおける「好ましくない組織」としての指定について
ブリティッシュ・カウンシルは、ロシア連邦（以下「ロシア」という）において、「好ましくない組織」の登録簿に追加されました。これは、外国政府と関連性を有する組織がロシア当局によって好ましくないとみなされるという、ロシアの法律の変更に基づくものです。これにより、ブリティッシュ・カウンシルと関係性を持つことは、ロシア国籍を有する者やロシアとのつながりがある者にとって、たとえロシア国外に居住していても、リスクを伴う可能性があります。ブリティッシュ・カウンシルと関係する試験を受験する前に、上記を慎重に勘案し、ご自身に及ぶ可能性のあるリスクを十分にご検討ください。

第 32 条 言語

この規約は日本語を正文とします。この規約につき英文による翻訳が参考として作成される場合においても、日本語の正文が優先するものとします。

第 33 条 準拠法

本規約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

第 34 条 管轄

当テストの申し込みおよび受験に関連して訴訟の必要が発生した場合には、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

2017 年 10 月 1 日施行
2025 年 9 月 1 日改定
公益財団法人 日本英語検定協会